2　第十三条の二第一項の確認を受けた特定贈与認定中小企業者が株式交換又は株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合において、株式交換完全親会社等が第十一条第一項の規定により特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

事業年度の年数を前の事業年度の月数に乗じて計算した金額を当該事業年度の月数で除して計算した金額	当該売上事業年度における売上金額	贈与の時における常時使用する従業員の数に対する当該特定贈与認定中小企業者の
当該売上事業年度に吸収合併又は吸収合併に係る新設合併により当該吸収合併又は当該新設合併の直前の事業年度に当該吸収合併又は当該新設合併に係る被合併会社から引き継いだ売上金額（当該吸収合併又は当該新設合併に係る被合併会社の当該吸収合併又は当該新設合併の直前の事業年度における売上金額に相当する金額として中小企業者が認定書に記載した金額をいう。）を加算した金額		贈与の時に吸収合併又は吸収合併に係る新設合併により当該吸収合併又は当該新設合併に係る被合併会社から引き継いだ常時使用する従業員の数を加算した数

前条第一項第二号	前条第一項第三号	
当該事業所の常時使用する従業員の数が、当該贈与の時に当該贈与に係る特定贈与認定中小企業者に雇用されている従業員の数（当該贈与の時に当該贈与に係る特定贈与認定中小企業者に雇用されている従業員のうち、当該贈与の時から当該贈与の日以後三年を経過する日までの間に当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日において当該特定贈与認定中小企業者に雇用されることが確実であると認められる者として政令で定めるところにより当該特定贈与認定中小企業者が証明した者の数を除いた数をいう。）に満たない場合	当該特定贈与認定中小企業者の災害等（災害その他これに準ずるものとして政令で定めるものをいう。）により当該特定贈与認定中小企業者の前条第一項第三号の事業年度（以下この号及び次項において「災害等直前事業年度」という。）の直前の事業年度に比して当該災害等直前事業年度の売上金額が減少した場合における当該災害等直前事業年度の売上金額	当該特定贈与認定中小企業者の当該特定贈与認定中小企業者に係る特定贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の当該売上事業年度における売上金額
当該事業所の常時使用する従業員の数が、当該贈与の時に当該贈与に係る特定贈与認定中小企業者に雇用されている従業員の数（当該贈与の時から当該贈与の日以後三年を経過する日までの間に当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日において当該特定贈与認定中小企業者に雇用されることが確実であると認められる者として政令で定めるところにより当該特定贈与認定中小企業者が証明した者の数を、それぞれ当該各雇用基準日の数にで除して計算した数の合計数を当該各雇用基準日の数で除して計算した数）に満たない場合	当該特定贈与認定中小企業者の株式交換完全子会社等（第六条第二項第一号の認定を受けた会社等をいう。）の当該特定贈与認定中小企業者に係る特定贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の当該売上事業年度における売上金額	